

(平成23年5月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から41年12月まで

私は、昭和40年10月に、市町村役場において婚姻の届出等とともに国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、私のみ申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、申立人が農林漁業団体職員共済組合の加入期間中である平成9年1月1日に付番されていることが確認できるものの、申立期間は、国民年金未加入期間とされており、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳の交付の有無について記憶が明確でない上、国民年金受付処理簿及び国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和40年12月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推認される申立人の妻は、市町村の国民年金被保険者カード及びオンライン記録を見ると、40年10月1日から51年12月1日まで国民年金に任意加入していることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険に継続加入していたとみなされていたものと考えることが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 55 年 3 月までの期間、59 年 4 月から 60 年 8 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月から 55 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 8 月まで  
③ 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、勤務先の同僚と一緒に、毎月郵便局で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①が未納とされていることに納得がいかない。

また、婚姻後は、夫が納付済みとされている期間は私も納付済みであるはずにもかかわらず、私のみ申立期間②及び③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 63 年 9 月 5 日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①及び②は時効により納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①について、勤務先の同僚と一緒に、郵便局で毎月納付していたと主張しているのみで、国民年金の加入手続に関する記憶が明確でない上、当該同僚から事情を聴取することも困難であることから、申立人の申立期間①当時における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、前述の払出時点では、申立期間③の国民年金保険料を納付するには、過年度納付によることとなるところ、市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫は、申立期間③の保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立人が記憶する、申立期間②及び③の保険料の納付書（単票

式で切取様式)は、当時、申立人が居住する市町村が発行する現年度分の納付書であるものと推認され、当該納付書では申立期間③の国民年金保険料は納付できなかったものと考えることが相当である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年2月まで

私は、私が20歳になった頃に、母親が市町村役場で国民年金の加入手続を行うとともに、学生免除の申請を行ってくれていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日に当時加入していた厚生年金保険の手帳記号番号を基礎年金番号として付番されていることが確認できるものの、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていた痕跡は見当たらないことから、申立期間は、9年1月以降に、申立人が20歳となる3年\*月に遡って資格取得処理が行われたものと推認され、当該時点まで、申立期間は国民年金未加入期間とされていたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の学生免除の申請に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び学生免除の申請を行っていたとされる申立人の母親は、平成3年\*月に申立人の用件のために市町村役場に出向いたことがあると述べるのみで、国民年金の加入手続、学生免除の申請及び免除承認通知書等について、記憶が明確でなく、申立人の国民年金の加入手続及び学生免除の申請状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除決定通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。